

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

税務収納課 ☎66・1116

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(月)です。8月中旬に県から納税通知書を送ります。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下限定)または県税事務所まで納付してください。

なお、ペイジーに対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできます。ただし、領収証書が発行されませんので、領収証書が必要な方は金融機関など(ゆうちょ銀行を除く)の窓口で納付してください。

納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので希望される方は金融機関の窓口で手続きください。ただし、手続きの時期により、第2期からの取扱いとなる場合があります。

問合せ先 東三河県税事務所課
税第1課 (☎0532・356127)

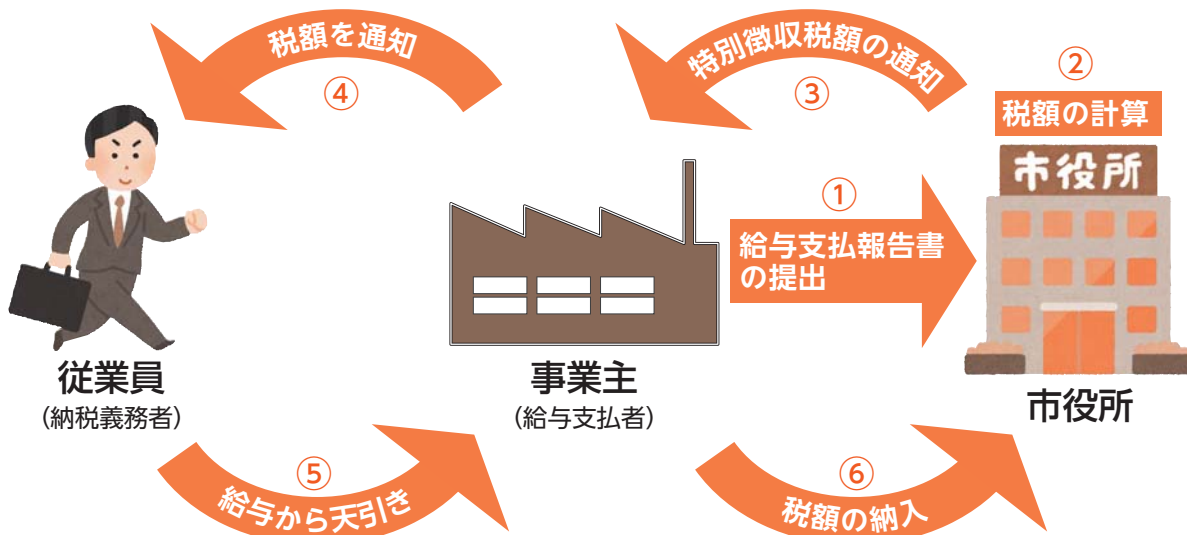
～住民税は 給与からの 天引きで～ 個人住民税の特別徴収徹底を行います

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、従業員(納税義務者)に代わって毎月受給者に支払う給与から住民税を徴収(天引き)し納入する制度です。

所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、すべての従業員(アルバイト、パート、役員などを含む)の個人住民税を特別徴収することが法令で義務付けられています。

平成28年度から、東三河地域での特別徴収の徹底を行います。ご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の流れ



◎メリットはあるの?

- ・個人が、納税のために金融機関などに出向く必要がなくなります。
- ・納め忘れがありません。
- ・年税額を12回に分けて天引きするので、1回あたりの負担が少なくなります。(普通徴収は税額を年4回の納入)

◎事業所は何をすればいいの?

該当する事業所は、特別徴収義務者に指定されます。税額の計算は給与支払報告書によって市が行い、従業員ごとに毎月特別徴収で納入する額を通知します。税額を計算する必要はありません。翌月10日までに納入してください。

税務収納課 ☎66・1116